

# 「給食費改定及び保護者負担額」に関する ～ 保護者の皆さまへのお知らせ～



## 給食費の改定内容について

令和8年4月から給食費を改定しますが、  
小学生⇒『無償』となります!!  
中学生⇒保護者負担額は変わりません!!



近年の食材価格の上昇に対応し、国が定める必要な栄養価等を満たした給食の提供を維持するため、令和8年4月分から給食費の増額改定をさせていただきますが、保護者負担額については、以下のとおりとなります。

### ① 小学生 児童保護者負担分

国の「小学校給食費の抜本的な負担軽減制度」実施に伴う、給食費負担軽減交付金等を活用し、**保護者負担分については、全額減免し無償（0円）とします。**

※生活保護法による教育扶助（給食費）を受給されている世帯の方は、今までと同様、学校給食費の納入をお願いします。

### ② 中学生 生徒保護者負担分

町実施の「給食費負担軽減事業」により、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、**令和8年度の改定増額分を減免し、令和7年度と同じ給食費単価で算出した金額を納めていただきます。**

## ●改定後の給食費

	区分	小学校・義務教育学校（前期）		中学校・義務教育学校（後期）	
		1～3年生	4～6年生	1～2年生 (7～8年生)	3年生 (9年生)
R8年度 からの 給食費 見込み	保護者負担額 (円)	0	0	56,256	54,498
	本来の年額(円)	62,205	64,155	70,848	68,634
	1食単価(円)	319	329	369	
R8.4月改正	給食回数(回)	195	195	192	186
R7年度 給食費	年額(円) (保護者負担額)	49,530	51,090	56,256	54,498
	1食単価(円)	254	262	293	
	給食回数(回)	195	195	192	186

**注** 上記表のR7年度の給食回数は、今年度との比較のため、同じ回数としています。

## 給食費改定の経緯

1. 斜里町の学校給食費は、食材価格の上昇により令和6年度に給食費の増額改正を行い、その増額分については、公費負担を行うことで保護者負担分の軽減を図ってきました。
2. しかし、昨今、物価高騰や郵送費、人件費の高騰に伴う食材価格の高騰、また、国内における米の不作・不足に伴い、令和7年4月時点の精米価格が令和5年度比較で112.38%上昇するなど、給食を取り巻く社会情勢が急激に変化しており、現在の給食費では国の定めた給食における必要な栄養価等（学校給食摂取基準）を満たした提供は継続が困難な状況となっています。
3. 町では、食材購入費を抑える工夫や、町内事業者等からのご寄付のほか、国の交付金活用等により対応してきましたが、町の目指す「安心でおいしい給食」の安定的な提供のためには、物価高騰が続く現状に対応した学校給食費の改定（増額）が必要と判断しました。

## 学校給食 Q & A



### Q.給食の費用は、誰がどのように負担しているの？

- A. 学校給食は、学校給食法に基づき実施されています。経費負担についても定められており、食材費相当分は保護者の皆さまに、その他の経費（施設設備費や人件費等）は、斜里町が負担しています。

#### 給食を作るための経費の内訳

